



平成28年3月15日

日進市長 萩野 幸三 様

日進市自治推進委員会  
会長 昇 秀 樹

市民参加及び市民自治活動条例第27条の規定に基づく定期的な評価について(答申)

平成26年10月31日付け26日企第660号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

## 記

本委員会において、別添「日進市市民参加及び市民自治活動条例第27条に規定する定期的な評価の検討結果について」のとおり検証を行った結果、次のとおり「市民参加」と「市民自治活動の推進」の視点に分けて評価していくことを求めます。

なお、今後も条例の趣旨を踏まえながら、より積極的な市民参加及び市民自治活動の推進に努めることを望みます。

### 1 市民参加

対象事項の性質ごとに最も効果的かつ効率的な手法を定め、相応な手続が実施されているかを評価する。

### 2 市民自治活動の推進

経年変化把握を必要とする指標以外は、定量的及び定性的な指標を定め、その組み合わせにより評価する。また、テーマ型と地縁型のコミュニティなど、対象に応じた支援等の評価について、引き続き整理・検討を進める。



日進市市民参加及び市民自治活動条例  
第 27 条に規定する定期的な評価の  
検討結果について



平成 2 8 年 3 月 1 5 日  
日進市自治推進委員会

## 1 はじめに

「日進市市民参加及び市民自治活動条例(以下「条例」という。)」の施行を受け、日進市自治推進委員会では、条例第 27 条の規定に基づく「定期的な評価」について、平成 26 年 1 月の答申で、今後は「市民参加」に関してその手続の組み合わせや質についても検証できるような整理に努めることと、「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」について定量的な指標と定性的な指標の設定に努めることを求めました。

条例の施行から 3 年が経過し、この答申を踏まえ市民主体の自治のさらなる推進のため、市民参加手続の定性的部分及び市民自治活動にかかる望ましい評価指標について、慎重かつ積極的な審議を進めてきました。

## 2 市民参加手続について

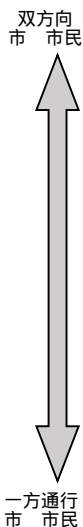
市民参加については、条例第 7 条に規定する「市民参加の手続の対象事項」に該当する事項の手続が、条例第 8 条に規定される 2 つ以上の方法により実施されているかの確認となります。確認方法としては、条例第 9 条及び第 7 条第 3 項に規定する「当該年度における市民参加の手続の実施予定及び前年度における市民参加の手続の実施状況」及び「前年度において市民参加の手続を行わないこととした理由」の取りまとめを主に行っており、2 つ以上の方法による手続の実施が全庁的に定着されたものと確認できました。

今後は実施される市民参加手続の内容についても定性的に分析し、表 1 の着眼点を踏まえた上で、表 2 を参考に望ましい手法を選択していける体制を構築していただきたいと思います。

また、その成果を確認できる仕組みづくりについても併せて検討していくことが必要と考えます。

表 1：市民参加手続の例と確認内容整理の着眼点

目的に応じて 2 つ以上の方法を併用することで、互いの特徴を活かした効果的な市民参加手続を行います。



場面	手続の例	確認内容整理の着眼点
市民との合意形成	附属機関等、説明会、	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば説明会であっても、実態としてはワークショップに近い形式で開かれ、市民との意見交換や合意形成を図るものもあるため、手続の名称のみではなく、その実態を踏まえての整理が必要となります。</li> <li>同じ市民の意見・意向を聞く手続でも、パブリックコメントと意向調査では特性が異なることから、対象事項の手続に際し適する方法を選択しているかの検討が必要となります。</li> </ul>
市民と意見交換	意見交換会、シンポジウム、ワークショップ、公聴会	
市民からの提案	パブリックコメント、	
市民の意見や意向を聞く	意向調査、縦覧	
市民への情報提供	説明会、媒体(広報紙、ホームページ)の活用	

表 2：市民参加手続の対象と方法

	基本構想		基本条例		義務権利条例		生活影響制度		公共用施設設置計画	
	策定	変更	制定	改廃	制定	改廃	導入	改廃	策定	変更
附属機関等										
ワークショップ										
パブリックコメント 手続	(必須)	(必須)								
意向調査										
意見交換会・ 公聴会										
説明会										
縦覧	(対象事項の意見聴取法定手続が縦覧とされている場合に限る)									

凡例      : 非常に適している      : 適している

### 3 市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項の評価

市民自治活動の評価については、引き続き、条例第 21 条に規定する「市の執行機関の施策」に規定される市の執行機関が行うべき支援等について評価することとします。

評価指標については、表 3 の例のように、市民が市民自治活動の状況を把握できる基礎となる定量的なものうち、その定義が不変的で、かつ、経年変化を把握する必要があると考えられるものを基本指標とし、目標を定めて評価するよう努めてください。

表 3：経年変化を把握する定量的指標 = 基本指標(例)

対 象	基本指標(例)
テーマ型 コミュニティ	市民自治活動登録団体数
	にぎわい交流館来館者数
	にぎわい交流館会議室利用者数、団体利用件数
	市の執行機関とコミュニティとの協働事業の実施件数
	大学との連携協力協定締結状況
地縁型 コミュニティ	区・自治会加入率
	区振興事業の実施数、延べ参加者数
	地域活動団体数

一方で、詳細に評価をしていく上では、時宜にかなった内容で実施していく必要があることから、市民意識調査等を活用しつつ、他の定量的及び定性的な指標(表 4 参照)を基本指標と組み合わせて評価できるよう、検討を進めてください。

表 4：基本指標と組み合わせて評価する指標(例)

対 象	定量的指標(例)	定性的指標(例)
テーマ型 コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ テーマ型コミュニティ又は大学からの市の執行機関との協働事業の提案件数</li> <li>◆ 社会福祉協議会ボランティア登録数</li> <li>◆ ボランティア、NPO 活動への参加率及びスタッフとしての参加率 1</li> <li>◆ 市民活動祭等の啓発事業への出展団体数、来場者数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ NPO などの市民活動への支援に関する満足度、重要度 1</li> <li>◆ 市民の意見が市政に反映されていると感じる市民の割合 1</li> <li>◆ 市民参加や協働を理解している職員の割合</li> <li>◆ コミュニティや大学との協働を積極的に実践している市部局の割合</li> </ul>
地縁型 コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地縁型コミュニティ又は地域活動団体からの市の執行機関との協働事業の提案件数</li> <li>◆ 地域自治活動への参加率及び役員としての参加率 1</li> <li>◆ 公民館、区民会館等利用率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ コミュニティなど地域の活動に関する満足度、重要度 1</li> <li>◆ 地域自治活動が活発であると感じる市民の割合 1</li> <li>◆ 「地縁型コミュニティの役割を行政が代わって担っているところがある」と感じている職員の割合</li> </ul>

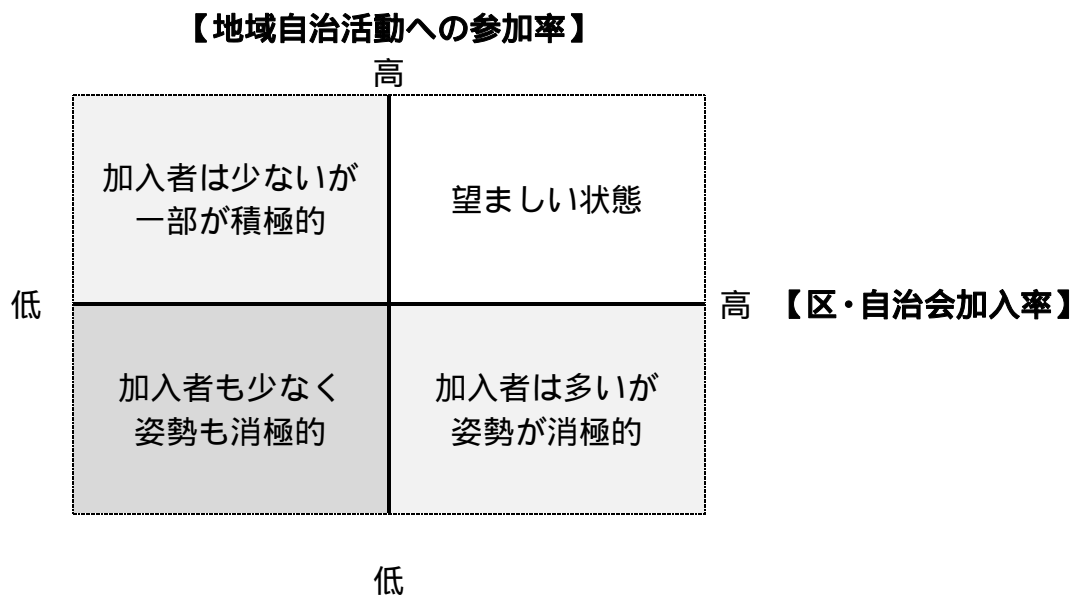
1：市民意識調査(今後は2年ごとに調査)で調査

### 指標を組み合わせた評価(例)

・ 市民活動団体の精力的活動割合 = 
$$\frac{\text{にぎわい交流館会議室利用者数}}{\text{市民自治活動登録団体数}}$$

### ・ 地縁型コミュニティのクロス分析

「区・自治会加入率」と「地域自治活動への参加率」の両者を下記グラフに当てはめた場合に、どの領域に属するかで地縁型コミュニティの現状を把握し、よりの確となる支援の方向性を探る。



#### 4 まとめ

条例第 27 条及び日進市自治推進委員会条例第 2 条の規定に基づき、条例に規定される定期的な評価について、前回の答申内容を踏まえた上で慎重に審議し、検討を行いました。

検討の結果、今後も引き続き「市民参加」と「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」の視点に分けて評価を行うこととし、次のような手法で実施することを求めます。

##### ( 1 ) 市民参加

対象となる事項の手続が 2 つ以上の方法により実施されているかの確認を継続します。その上で、手続内容の定性的分析を進め、対象事項と実施手続の相性についても併せて評価していくことを求めます。

##### ( 2 ) 市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項

条例第 21 条に規定される「市の執行機関が行うべき支援等」についての評価を継続します。基本指標については経年変化を把握し、その他の定性的又は定量的な指標と組み合わせることで詳細に評価・分析することを求めます。

さらに、( 1 )・( 2 ) と併せて、今後もより効果的な市民参加手続を選択できるように職員への周知や職員研修等について実施していくことを求めます。